

# 第 4 編

## 航空災害対策編

第 1 章 航空災害予防計画 P 2 7 9 ~

第 2 章 航空災害応急対策計画 P 2 8 2 ~

# 第1章 航空災害予防計画

## 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その被害の軽減と迅速な対応を図るため、町は、防災関係機関への通報など情報の提供等の体制整備に努める。

### 1 情報収集体制の整備（総務課）

町は、県及び関係機関と協力し、航空災害発生時における情報収集体制の整備を図る。

### 2 通信手段の整備（総務課）

情報の提供及び住民への広報のため、防災行政無線等の通信手段の整備を図る。

### 【県、宮崎空港事務所、関係機関】

(1) 航空災害等の発見者から宮崎空港事務所へ航空災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備するものとする。

#### ア 発見者等からの情報連絡

宮崎空港事務所は、航空災害が発生した場合には、発見者等から速やかに航空災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行うものとする。

#### イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県、警察、消防及び宮崎空港事務所等に入った航空事故災害等の発生情報を速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておくものとする。

(2) 緊急時の通信体制の整備

航空災害の発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておくものとする。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

航空災害が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集用ヘリコプター（県にあっては県警ヘリコプター）及び災害調査チームの出動体制の整備をしておくものとする。

(4) デジタル化の促進

航空災害が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努めるものとする。

また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進めるものとする。

(5) 通信手段の多様化と最新の情報通信機器等の整備

専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進め、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進めるものとする。

また、航空災害が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ等の最新の情報通信機器の整備を図るものとする。

## 第2節 活動体制の整備

航空機の墜落事故は、必ずといってもいいほど人的被害を伴う。現場が山間地であれば救急・救助作業は困難をきわめ、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、町、県、国と各レベルで防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 災害応急体制の整備（総務課）

航空災害対策の一環として、町は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

2 防災関係機関相互の連携体制の強化（総務課）

航空災害対策に関係する各機関との連携を強化するため、体制の整備を図る。応急活動に関し相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

## 第3節 救急・救助及び消火活動体制の整備

航空災害時における救急・救助及び消火活動体制の整備については、風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

## 第4節 医療救護体制の整備

航空災害時における医療救護体制の整備については、風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

## 第5節 緊急輸送体制の整備

航空災害時における緊急輸送体制の整備については、風水害等対策編第2章第9節に準ずる。

## 第6節 防災訓練の実施

航空災害時を想定しての防災訓練に関しては、宮崎空港事務所等の参加を得て、風水害等対策編第2章第15節で実施する訓練と併せて実施する。

### 【宮崎空港事務所】

宮崎空港事務所及び防災関係機関は、宮崎空港及び隣接区域での航空災害を想定し実践的な防災訓練を定期的の実施するものとする。

訓練の種類は、次のとおりとする。

- ・ 大規模訓練 数年に1度（2年に1回）
- ・ 小規模訓練 年1回
- ・ 図上訓練 年2回

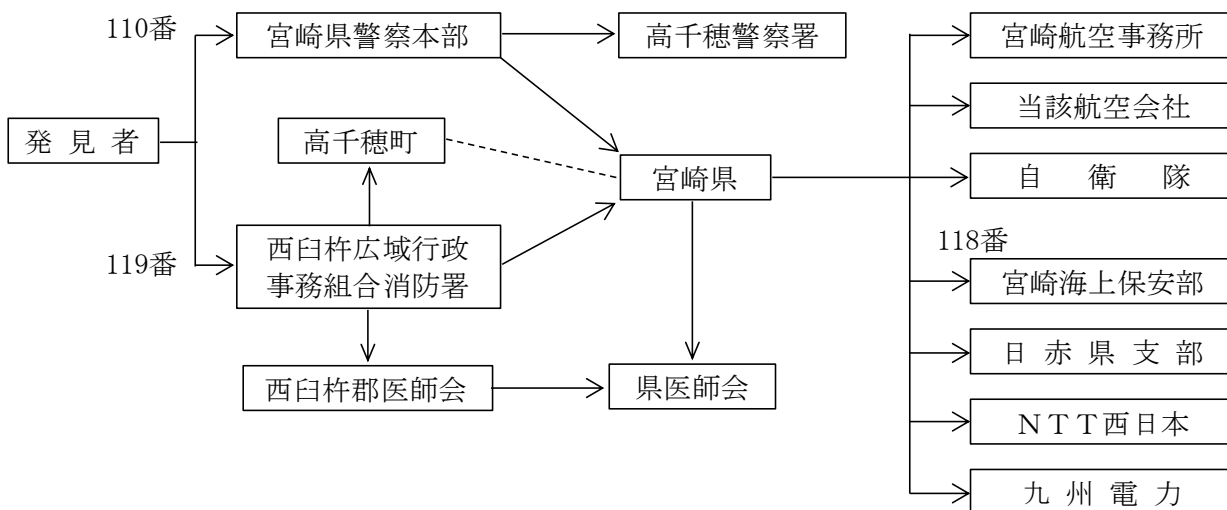
## 第2章 航空災害応急対策計画

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

航空機の墜落事故は、山間地が墜落現場となることが多い。そして最も重要で、最も困難なことが、現場の特定である。一刻も早くその地点を割り出し、基本的な情報を得るために人員を差し向けることが第一となる。場所によっては、県を経由してヘリコプターを手配し、利用することが得策と考えられる。現地から第一報を送る手段として、移動系の防災行政無線を活用する。

#### 1 航空災害情報の収集・連絡（総務課）

(1) 航空災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 航空災害が発生した場合においては、消防職員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

#### 【警察】

航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

また、墜落現場が山間・へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集する。

#### 2 通信手段の確保（総務課）

県をはじめ各防災関係機関との連携を密にし、無線（陸上移動局）等を現場に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

## 第2節 活動体制の確立

本町の区域内で航空機が墜落するなど、大規模な航空災害が発生したときには、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施していかなければならない。

そのためには、災害対策本部を早期に設置し、県、国との有機的な連携体制をとる必要がある。

町は、「町災害対策本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。なお、災害対策本部の組織及び活動については、風水害等対策編第3章第2節「活動体制の確立」に準ずる。

### 【県】

災害の規模が拡大し、広範囲または広域的協力体制が必要と判断される場合は、「宮崎県災害対策本部」を設置する。

また、大規模の航空災害が発生したときは、現地災害対策本部を設置するとともに、必要と認められる場合は関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同調整本部を設置する。

## 第3節 広域応援活動

航空災害による広域的な応援体制については、風水害等対策編第3章第5節に準ずる。

## 第4節 搜索、救助、救急及び消火活動

航空機の墜落現場には、時には多数の乗客・乗員が搜索・救助を待っている。

現場に消防職員や警察官等が到着したときから救助・救急活動が始まることから、ヘリコプター等による空中からの搜索・消火活動とは別に、地上班による有効な対応と情報伝達が重要である。搜索、救助、救急及び消火活動については、風水害等対策編第3章第6節によるが、以下の点についても対応する。

### 1 搜索活動（総務課）

航空機の墜落現場が不明または航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合は、消防本部と協議の上、消防団員等を動員し、搜索活動に当たる。

### 2 消火救難活動（総務課）

(1) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村消防機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(2) 航空災害に係る火災が発生した場合、町長の委任を受けた吏員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(3) 災害の規模等が大きく、本町の消防力のみでは対処できないと思われる場合は、消防相互応援協定により近隣市町村消防機関に応援を求める。

### 3 救急・救助活動（総務課、福祉保険課）

消防機関の行う救急・救助活動は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行うものとする。

## 第5節 医療救護活動

重大事故等突発的災害発生時の医療救護活動については、風水害等対策編第3章第7節 第6に準ずる。

## 第6節 交通規制及び警戒区域の設定等

航空災害には常に燃料の引火、炎上の危険がつきまとう。時には、積荷の化学薬品、劇物等が漏出するおそれも伴う。住民や旅行者、さらには乗客・乗員の救出や消火活動の従事者を二次災害に巻きこむことを避けるため、必要に応じて、現場周辺での交通規制を実施するほか、警戒区域あるいは立入禁止区域の設定、さらには住民等の退去も行う場合がある。

### 1 交通規制（総務課）

迅速な救助活動のために町は県及び警察と連携し、周辺道路の交通規制の実施に協力する。また、住民へ交通規制の周知を図る。

#### 【県警察本部】

航空災害が発生した場合、県警察本部は災害地周辺道路について必要な交通規制を行うものとする。

### 2 警戒区域の設定等（総務課）

空港事務所及び警察と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

## 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

航空機墜落等によって被災した乗客・乗員の家族らは、町災害対策本部や現地対策本部へ、さらには災害現場に直接駆けつける。そうした場で起こり得ることは、情報の錯そう及び混乱の中で家族らに伝えられる情報の少ないこと、飲食物やトイレの不満、暑さ・寒さに対する待機場所の不備等に対する不満といらだちが考えられる。家族や友人の安否をきづかう人たちの心情に配慮し、全員が疲労しているなかでも、なお、誠実で適切な対応が求められる。

### 1 被災者及びその家族への対応（総務課、町民生活課）

#### (1) 被災者及びその家族に対する援助活動

被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等に万全を期する。

#### (2) 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、対応させる。

#### (3) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関と役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心がける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

#### (4) 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び県などと連携を密にし、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

### 2 広報活動（企画情報課）

町、航空会社及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりとする。

- (1) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 乗客及び乗務員の住所、氏名
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項